

松山空港国際線デジタルプロモーション業務 委託仕様書

1 目的

松山空港国際線について、デジタル技術を活用し、各路線の主な利用者層に向けて効果的・戦略的な広報活動を展開することにより、アウトバウンド需要の拡大を図り、路線の安定運航につなげる。

2 業務名

松山空港国際線デジタルプロモーション業務

3 業務内容

(1) デジタル技術を活用した国際線の利用促進業務

- ・松山空港国際線の基本情報、就航先の観光情報、航空会社や松山空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が実施するキャンペーン情報、松山空港国際線の魅力等について、各路線の利用促進につながるよう、主な利用者層に向けて、SNS やインターネット広告等のデジタル技術を活用し、効果的・戦略的に情報発信を行うこと。
- ・受託者は、本業務の趣旨に沿って、路線ごとに主な利用者層を設定した上で、情報発信手法、実施スケジュール、発信するコンテンツ等、業務の実施に必要な内容について検討し、最も効果的・効率的な方法を提案すること。
- ・受託者は、発信方法に合わせて、適切な KPI を設定すること。
＜KPI 例＞・情報発信の回数 ・クリエイティブの制作回数 等
- ・松山空港国際線 HP (<https://www.matsuyama-air-int.jp/>) や航空会社 HP のリンクを設定するなど、協議会が指定する既存の広報媒体との連携を図ること。
- ・情報発信の実施に当たっては、協議会と協議の上、実施すること。

(2) 事業実施状況の分析・報告

- ・(1)での発信内容について、情報閲覧者の性別や年齢等のデータを収集・分析し、情報発信手法を適宜改善するとともに、広報効果を最大化できるよう努めること。
- ・事業実施状況や分析結果について、定期的に協議会へ報告すること。

4 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について協議会と協議の上、委託契約書に定める事業計画書を作成し、提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める実績報告書を作成し、協議会の完了検査を受けること。
- (3) 協議会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、

または報告を求めることができる。

6 再委託の可否

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議会に提出し、承諾を得なければならない。

7 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から協議会に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、協議会に協議すること。

9 著作権の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果物のすべての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、協議会に移転すること。なお、元々受託者が所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、協議会での使用を認めるものとする。
- (2) 受託者は、協議会が認めた場合を除き、成果物にかかる著作者人格権を行使できないものとする。
- (3) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

10 成果品

(1) 提出物

- ① 業務実施報告書（A4判）データ 1ファイル 紙1冊
- ② 発信内容や分析結果を分析した報告書データ 1ファイル 紙1冊
- ③ 業務の遂行過程で作成したデータ一式
（写真：jpeg、動画：mp4 等）
- ④ その他 協議会が業務の確認に必要と認める書類

(2) 提出場所

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

松山空港利用促進協議会事務局（愛媛県観光国際課航空政策室）

電話：089-912-2313

メール:koukuuseisaku@pref.ehime.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年3月31日（火）

11 その他の留意事項

- (1) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い手法、技術またはアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- (2) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、事務局と受託者とで協議のうえ決定すること。